

## 二宮町まちづくり評価委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、町が行う二宮町行政評価システム（以下「行政評価システム」という。）の運用に関し、行政外部の視点を加えた評価を行うため、二宮町まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が実施した政策評価に関し、必要な意見を述べること。
- (2) 委員会として政策評価を実施すること。

## (組織)

第3条 委員会は委員6名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民間企業の経営者又は経験者
- (4) 行政経験者

## (任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

2 委員は、再任することができる。

## (会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会

議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 二宮町まちづくり評価委員会設置要綱（平成17年12月9日施行）は、廃止する。